

株 主 各 位

東京都大田区東蒲田二丁目30番17号
株式会社テンポスホールディングス
代表取締役社長 森下 篤史

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月27日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月28日（水曜日）午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都大田区南蒲田一丁目20番20号
大田区産業プラザPi0 2階小展示ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 1. 第29期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）
事業報告及び連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第29期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 取締役5名選任の件
第 2 号 議 案 補欠監査役1名選任の件
第 3 号 議 案 役員及び従業員に対して新株予約権を付与する件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類及び事業報告、計算書類ならびに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。(http://www.tenpos.co.jp/)
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早目にご来場くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(2020年5月 1日から
2021年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは事業領域を外食業界に身を置いているため、当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は絶大なものでありました。

そのような状況のなか、当社グループの2つの中核事業である国内最大の中古厨房機器販売と飲食店経営支援では、「飲食店の5年後の生存率を9割にする」の方針のもと、中小規模の飲食店の経営を支援する「Dr. テンポス」に取り組んでまいりました。その結果、厨房機器販売を行う株式会社テンポスバスターズは過去最高業績、キッチンテクノ株式会社は過去最高の営業利益となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店は集客や採用、販促投資が積極的に行えないことから、当社の情報・サービス事業は大打撃を受けました。また、当社が運営する飲食事業も同様に厳しい経営環境が続きました。これらの理由により、当連結会計年度の経営成績は、売上高270億14百万円（前年同期比7.4%減）、営業利益9億82百万円（同42.9%減）、経常利益14億48百万円（同23.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億99百万円（同79.2%減）となりました。なお、飲食事業において、減損損失として10億60百万円を計上致しました。

当連結会計年度より、当社グループ内の業績管理区分の一部見直しに伴い、従来「情報・サービス事業」に計上していた株式会社テンポスドットコムの実績は「物販事業」へ計上しており、前連結会計年度のセグメント情報については変更後のセグメント情報を記載しております。

営業利益

(単位：百万円)

会社名	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期差
	自 2019年5月1日 至 2020年4月30日	自 2020年5月1日 至 2021年4月30日	
物販事業	1,369	1,854	484
情報・サービス事業	251	△68	△319
飲食事業	206	△723	△929
合計	1,827	1,062	△764

(注) 上記はセグメント単独での実績であり、セグメント情報及び連結損益計算書の実績とは一致いたしません。

事業部門別の概要は以下の通りであります。

①物販事業

物販事業の当連結会計年度の売上高は177億59百万円（前年同期比8.2%増）、セグメント利益は18億54百万円（同35.4%増）となりました。

〔店頭販売 中古厨房機器販売 株式会社テンポスバスターズ〕

売上高134億87百万円（前年同期比8.7%増）営業利益17億4百万円（同44.1%増）

国内最大の中古厨房機器販売を行う株式会社テンポスバスターズは、物販だけでなく飲食店経営に役立つ情報とサービス「Dr. テンポス」を提供することで、新店オープン顧客（飲食店）の獲得増を目指し、見込管理フォローの徹底、声掛けの徹底に注力してまいりました。その結果、当連結会計年度で新店オープンする顧客数は21,038件（前年同期比18.0%増）となりました。中古厨房機器の販売におきましては、中古品の修理・再生の生産性アップと、店頭での見込管理フォローの精度向上により、当連結会計年度の中古厨房機器販売の粗利高は前年同期比26.8%増となりました。人材育成におきましては、従業員260名は週5時間のZOOM研修を実施し、さらにこれまで店長の力量に依存していた業務をマニュアル化する等、従業員の育成と生産性アップに取り組んでまいりました。これらの結果、当連結会計年度の売上高は134億87百万円（前年同期比8.7%増）営業利益17億4百万円（同44.1%増）となる等、コロナ禍の中、テンポスグループの救世主となりました。

出店におきましては、2021年3月に埼玉県入間郡三芳町に出店しましたので、店舗数は直営店51店舗、FC店9店舗、計60店舗となりました。今後の出店戦略は、6年間で60店舗出店し120店舗に拡大することです。現在、「店舗開発おじさん」と称した、業務委託契約者の店舗開発チームを発足し、課題となっていた物件情報の収集の問題を解消し、出店を加速させております。

〔大手外食企業向け厨房機器直販営業 キッチンテクノ株式会社〕

売上高26億71百万円（前年同期比0.1%減）営業利益1億81百万円（同41.7%増）

巣ごもり需要により業績を伸ばすスーパーマーケットへの厨房機器販売が好調だった一方で、大手外食企業の改装工事の延期や、厨房機器の入れ替えの受注が減少したことにより、当連結会計年度の売上高は、26億71百万円（前年同期比0.1%減）にとどまりました。しかし、ラーメン店向けのオリジナル厨房機器「圧力寸胴」の受注増や、一人当たりの生産性アップにより、粗利率が改善し、営業利益は1億81百万円（同41.7%増）と過去最高となりました。

〔WEB通販の厨房機器販売及び消費者向け食品販売 株式会社テンポスドットコム〕
売上高25億49百万円（前年同期比17.7%増）営業利益95百万円（同2.5%減）

国内最大の業務用厨房機器通販サイトを運営する株式会社テンポスドットコムは、新規開業支援及びコロナ対策のコンテンツの充実に取り組み、WEBサイトのアクセス数は前年同期比13.9%増となりました。また、覆面調査を行いWEBサイトの改善を行ってきたことで、アクセス数に対する購入率（転換率）は23.2%改善する等、売上増に寄与しました。

また、当連結会計年度の売上高は25億49百万円（前年同期比17.7%増）、営業利益は95百万円（同2.5%減）と増収減益ではあるものの、第4四半期連結会計期間の売上高は前年同期比44.5%増、営業利益は前年同期比68.0%増と、コロナ禍からほぼ復活したといえます。

売上高

（単位：百万円）

会社名	前連結会計年度 自 2019年5月1日 至 2020年4月30日	当連結会計年度 自 2020年5月1日 至 2021年4月30日	前年同期差
株式会社テンポスバスターズ	12,401	13,487	1,086
キッチンテクノ株式会社	2,675	2,671	△4
株式会社テンポスドットコム	2,166	2,549	383
合計	17,242	18,708	1,465

（注）上記は当社子会社単独での実績であり、連結損益計算書の実績とは一致いたしません。

営業利益

（単位：百万円）

会社名	前連結会計年度 自 2019年5月1日 至 2020年4月30日	当連結会計年度 自 2020年5月1日 至 2021年4月30日	前年同期差
株式会社テンポスバスターズ	1,183	1,704	521
キッチンテクノ株式会社	128	181	53
株式会社テンポスドットコム	98	95	△2
合計	1,409	1,982	572

（注）上記は当社子会社単独での実績であり、連結損益計算書の実績とは一致いたしません。

②情報・サービス事業

新型コロナウイルス感染症の影響により飲食店は集客や採用、販促投資が積極的に行えない状況です。そのため当社の情報・サービス事業は大打撃を受けています。情報・サービス事業の当連結会計年度の売上高は27億37百万円（前年同期比24.8%減）、セグメント損失は68百万円（前年同期はセグメント利益2億51百万円）となりました。

〔内装施工・デザイン 株式会社スタジオテンポス〕

売上高7億85百万円（前年同期比15.5%減）営業利益59百万円（同32.1%増）

新型コロナウイルス感染症対策の助成金の活用等により、当連結会計年度の飲食店の業態変更や改装工事等の請負件数は前年同期比で20.0%増したものの、請負単価の高い新規出店の中規模工事が減少したこと、大阪営業所の臨時休業等により、当連結会計年度の売上高は7億85百万円（前年同期比15.5%減）となりました。しかし、営業所3拠点において、仕入れの改善等により粗利率が改善したことで、当連結会計年度の営業利益は59百万円（同32.1%増）となりました。

〔POSシステム及びASP販売 株式会社テンポス情報館〕

売上高6億3百万円（前年同期比21.0%減）営業利益13百万円（同87.6%減）

当連結会計年度では、既存のモバイルオーダーシステムにクレジット決済機能を搭載する等のバージョンアップした商品をリリースし、また、現金会計とクレジットカード決済・ICカード決済機能を搭載したiPad型の卓上券売機「テンポスチケット」の販売を開始する等、中食需要や飛沫感染防止対策のニーズに応えた商品の開発および販売に注力しました。しかしながら、飲食店は新型コロナウイルス感染症の影響を受け経費削減をしていることから、POSシステムの販売数が大幅に減少し、当連結会計年度の売上高は6億3百万円（前年同期比21.0%減）、営業利益は13百万円（同87.6%減）となりました。

〔金融サービス及び不動産仲介 株式会社テンポスフィナンシャルトラスト〕

売上高7億51百万円（前年同期比9.6%減）営業利益39百万円（同4.2%増）

ファイナンス事業の落ち込みは大きかったものの、需要が見込める解体工事請負、日本政策金融公庫向けの融資資料作成代行、各種助成金請求代行等の分野の開拓に取り組みました。不動産事業では、2年前に開始したディベロッパー向けの不動産仲介事業の黒字化の目途が立たない事から12月で廃止し、中小中堅飲食企業向けの不動産仲介事業に注力したことで売上の落ち込みをカバーし、当連結会計年度の売上高は7億51百万円（前年同期比9.6%減）にとどめることができました。経費面では退職後の人員の採用は行わず、また配置転換を行うなどして経費抑制に努めたことで、当連結会計年度の営業利益は39百万円（同4.2%増）と改善しました。

〔集客支援 株式会社プロフィット・ラボラトリー〕

売上高1億24百万円（前年同期比63.5%減）営業損失25百万円（前年同期営業利益84百万円）

株式会社プロフィット・ラボラトリーは、当社グループの中でも強く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている会社です。主力事業のFAXDMサービス「満席FAX」が大幅に減収していることから、当連結会計年度の売上高は1億24百万円（前年同期比63.5%減）、営業損失は25百万円（前年同期は営業利益84百万円）となりました。そのような中、第4四半期連結会計期間から開始した、飲食店のデリバリーサイト出店登録代行サービスでは239件の受注を獲得しました。さらに飲食店のデリバリーの売上拡大を図るコンサルティングサービスの営業活動も開始する等、新規事業に取り組んでまいりました。

〔人材派遣・人材紹介・請負業務 株式会社ディースパーク〕

売上高5億67百万円（前年同期比45.0%減）営業損失1億8百万円（前年同期営業利益29百万円）

主要顧客である商業施設や外食企業は人材派遣の受け入れを抑制していることから、当連結会計年度の売上高は5億67百万円（前年同期比45.0%減）、営業損失は1億8百万円（前年同期は営業利益29百万円）となりました。そのような中、接客特化型の人材派遣企業から、総合人材サービス企業を目指し、派遣の職種を医療、介護、福祉、運送業等の「エッセンシャルワーカー」に広げ営業活動に注力してまいりました。さらに、第4四半期連結会計期間から、請負業務事業の本格稼働を開始し、配送請負事業におきましては、売上高が10百万円となる等、好調な滑りだしとなりました。

〔WEBサービス・Dr. テンポス新規事業開発 株式会社テンポスフードプレイス〕

売上高1億7百万円（前年同期比42.0%増）営業損失27百万円（前年同期営業損失27百万円）

「Dr. テンポス」サービスにおきましては、新たに25のサービスを開始し、既存サービスは入れ替えや案内停止を行う等、サービスの充実化に取り組んだ結果、当連結会計年度の「Dr. テンポス」サービスの獲得件数は27,130件（前年同期比122.2%増）となりました。その中でも、ホームページ作成サービスの申込数は7,110件（同9.8%増）を受注し、国内でもトップクラスのホームページ作成数となりました。今後も「Dr. テンポス」は、新規事業開発の投資と捉え、人材・資金の投入を継続してまいります。

なお、情報・サービス事業における各社の実績は以下の通りとなっております。
売上高 (単位：百万円)

会社名	前連結会計年度 自 2019年5月1日 至 2020年4月30日	当連結会計年度 自 2020年5月1日 至 2021年4月30日	前年同期差
株式会社スタジオテンポス	929	785	△144
株式会社テンポス情報館	764	603	△160
株式会社 テンポスフィナンシャルトラスト	831	751	△80
株式会社 プロフィット・ラボラトリー	342	124	△217
株式会社ディースパーク	1,032	567	△464
株式会社テンポスフードプレイス	75	107	31
合計	3,976	2,939	△1,036

(注) 上記は当社子会社単独での実績であり、連結損益計算書の実績とは一致いたしません。

営業利益 (単位：百万円)

会社名	前連結会計年度 自 2019年5月1日 至 2020年4月30日	当連結会計年度 自 2020年5月1日 至 2021年4月30日	前年同期差
株式会社スタジオテンポス	44	59	14
株式会社テンポス情報館	112	13	△98
株式会社 テンポスフィナンシャルトラスト	38	39	1
株式会社 プロフィット・ラボラトリー	84	△25	△110
株式会社ディースパーク	29	△108	△137
株式会社テンポスフードプレイス	△27	△27	△0
合計	282	△49	△332

(注) 上記は当社子会社単独での実績であり、連結損益計算書の実績とは一致いたしません。

③飲食事業

飲食事業の当連結会計年度の売上高は65億17百万円（前年同期比28.8%減）、セグメント損失は7億23百万円（前年同期はセグメント利益2億6百万円）となりました。

〔飲食店経営 株式会社あさくま〕

売上高63億84百万円（前年同期比27.8%減）営業損失6億95百万円（前年同期営業利益2億24百万円）

あさくまグループは、「お客様に食を通じて感動を提案するエンターテイメントレストラン」という不変的な考えのもと、ステーキハウスとしての品質とお値打ち感のある商品を提供してまいりました。当連結会計年度では、感染症拡大防止策を講じたうえで、もりもりハンバーグ（ハンバーグが見えなくなるほどの具を乗せたボリューム感あふれるメニュー）の販売など各種フェアを行ってまいりました。また、弁当やすき焼きセットなどのテイクアウト販売も行ってまいりましたが、自治体の要請に基づく度々の営業時間の短縮や多人数での会食の制限などが大きく需要を消失させることとなり、収益に多大な影響を及ぼしました。なお、当連結会計年度における退店は、株式会社あさくまの直営店で1店舗、F C店1店舗、株式会社あさくまサクセッションで8店舗、株式会社竹若で13店舗を退店しました。その結果、当連結会計年度の売上高は63億84百万円（前年同期比27.9%減）、営業損失は6億95百万円（前年同期は営業利益2億24百万円）となりました。なお、当連結会計年度において、店舗等に係る減損損失10億20百万円を計上致しました。

〔飲食店経営 株式会社ドリームダイニング〕

売上高1億43百万円（前年同期比52.6%減）営業損失28百万円（前年同期営業損失8百万円）

商業施設を中心に海鮮丼「海鮮王」「大阪・堂島とろ家」を展開する株式会社ドリームダイニングは、商業施設の臨時休業や営業時間短縮により、当連結会計年度の売上高は1億43百万円（前年同期比52.6%減）、営業損失は28百万円（前年同期は営業損失8百万円）となりました。そのような中、各店舗、順次テイクアウト販売・デリバリー販売を開始するとともに、現在は、テイクアウト・デリバリー専門店の路面店の出店を視野に入れ、商業施設の集客に依存しないビジネスモデルの確立に奮闘中です。

- (2) **資金調達**の状況
該当事項はありません。
- (3) **設備投資**の状況
該当事項はありません。
- (4) **他の会社の事業の譲受け**の状況
該当事項はありません。
- (5) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継**の状況
該当事項はありません。
- (6) **他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分**の状況
該当事項はありません。
- (7) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割**の状況
該当事項はありません。

(8) **対処すべき課題**

当社グループでは、今後の事業展開に向けて、対処すべき課題として、下記の5点を重要課題として取り組んでおります。

① **ドクターテンポスの育成**

当社グループでは、飲食店経営者に必要な情報とサービスの提供を行うことを、同業他社との差別化戦略として取り組んでおります。そのために、物販事業の取扱商品である厨房機器、食器、調理道具、椅子テーブル等の知識に加えて、情報・サービス事業である不動産、内装工事、運営ノウハウ等の知識を身につけます。それらを飲食店経営者へ提案・提供できる人材を育成することが、重要な課題であると捉えております。当社の目指すドクターテンポスとは、開業5年後の生存率が45%となっている飲食業界において、利益追求と顧客満足の両面から経営サポートを行うものであります。その中でも、販促支援、人材教育、人件費や食材原価の改善提案を行うには、専門的な知識とセールストークの習得が必要となります。そのため、従業員255名は、WEB会議システムを利用して、一人当たり週5時間、年間およそ240時間の研修を受講しております。今後も、厨房機器、食器、調理道具、椅子テーブル等の提案に加え、情報・サービスの提供を行うことを目的として研修を続けてまいります。

② **リサイクル品の収集確保と再生の効率化**

当社グループの物販事業においては、リサイクル品の物量と品質、買取の営業強化が最大の課題であると認識しております。そのため、リサイクル品の買取とその再生を行う買取センターを取りまとめる部門として、中古事業部を設置しております。中古事業部では売れ筋商品の買取強化と、買取から再生までのサイクルの生産性を上げることが事業拡大の生命線であります。今後も、各店舗の買取受付及び新規買取ルートの開拓とともに、インターネットでの受付依頼数は年間6,000件を目指して、全国の買取センターの統制と整備体制の強化、生産性の向上を追求してまいります。

③物販事業における既存店の営業力強化

中古厨房会社として圧倒的1位の地位を確立するため、またドクターテンポスとして「情報とサービス」の発信基地として他社と差別化を図るため、店舗展開は当社の重要な課題の一つです。しかしながら、過去に出店スピードを速めた結果、既存店の人員不足による営業力の低下に陥り、一部の店舗において業績が低下する結果となったことがあります。今後は、店舗運営マニュアルの作成と運用の徹底で、店舗運営の平準化を行います。運用と徹底には、オンライン会議ツールを使用してマニュアルを浸透させ、現場からの意見も吸い上げてマニュアルの更新を随時行っていきます。これらにより、入社歴の浅い従業員でも早期に店舗オペレーションを習得させることや、店舗運営業務を複数名で対応することで属人化の脱却をはかり、効率的かつ統一された店舗運営体制にしていきます。[毛利1] また、営業力強化（見込み獲得と成約件数、成約単価UP）や商品部主導による商品レイアウトの変更等、既存店舗のてこ入れを図ることにより、来店客数の増加や販売の効率化を進めてまいります。

④強い管理職の育成

当社グループでは、大規模な事業を展開するにあたり、全国をエリア別に統括するエリアマネージャー制度や新規の出店など、スタッフを束ねる人材の登用機会が増えてきております。そのような人材に対する教育はこれまで以上に重要な課題になると認識しております。このような状況の中で、当社では子会社の取締役や管理職を対象とした「役員研修」を毎月行い、将来の当社グループを担う人材の育成に努めております。

⑤内部管理体制の強化

当社グループは、常にベンチャー企業 の精神のもとに営業活動にまい進しております。しかしながら、急速な事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底とともに業務の効率化を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止など、当社グループが将来にわたって、安定的・継続的に収益を確保するため、事業環境の変化に対して迅速かつ柔軟、的確な対応を実施してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 26 期 (2018年4月期)	第 27 期 (2019年4月期)	第 28 期 (2020年4月期)	第 29 期 (2021年4月期)
売 上 高(百万円)	29,083	30,134	29,195	27,014
経 常 利 益(百万円)	2,126	2,091	1,903	1,448
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	617	1,010	960	199
1株当たり当期純利益(円)	52.06	84.54	79.82	16.74
総 資 産(百万円)	14,152	15,181	16,284	16,902
純 資 産(百万円)	9,585	10,683	12,173	11,168

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。
3. 1株当たり当期純利益については小数点第3位を切り捨てによって表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社テンポスバスターズ	100百万円	100.0%	厨房機器販売
株 式 会 社 あ さ く ま	857	50.8	ステーキ・ハンバーグレストランの運営
株式会社テンポスドットコム	90	100.0	Webを利用した飲食店向け厨房機器販売
キッチンテクノ株式会社	99	100.0	厨房機器販売・設計・施工
株式会社ディースパーク	78	100.0	人材派遣・人材紹介

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 オ フ ィ ス バ ス タ ー ズ	107百万円	27.8%	中古事務機器の展示販売
エ ス パ ー 株 式 会 社	15	30.0	ソフトウェアの開発及び販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社 テンポスバスターズ	東京都大田区東蒲田 二丁目30番17号	2,944百万円	5,302百万円

(11) 主要な事業内容 (2021年4月30日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社14社、非連結子会社3社、持分法適用会社2社、その他グループ会社により構成されており、店舗を構えての飲食店向け機器販売、フードビジネスプロデューサーとして情報とサービスの提供、飲食店の経営を主たる業務としております。

(12) 主要な営業所 (2021年4月30日現在)

当 社	本 社：東京都大田区
(連結子会社) 株式会社テンポスバスターズ	本 社：東京都大田区 店 舗：全国51店 買取センター：全国12拠点 物流センター：全国2拠点
(連結子会社) 株式会社あさくま	本 社：愛知県日進市 店 舗：全国62店
(連結子会社) 株式会社テンポスドットコム	本 社：横浜市戸塚区
(連結子会社) キッチンテクノ株式会社	本 社：東京都新宿区
(連結子会社) 株式会社ディースパーク	本 社：大阪市中央区
(持分法適用関連会社) 株式会社オフィスバスターズ	本 社：東京都中央区 店 舗：全国34店 海外（フィリピン他）5店
(持分法適用関連会社) エスパール株式会社	本 社：岐阜県多治見市

(13) 従業員の状況 (2021年4月30日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
657 (795) 名	△55 (△260) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は()内に外数を記載しております。

(14) 主要な借入先 (2021年4月30日現在)

借 入 先	借入残高
株式会社北陸銀行	300百万円
岐阜信用金庫	220百万円
株式会社三井住友銀行	200百万円
株式会社りそな銀行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項（2021年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 57,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,878,851株（自己株式 2,435,949株を除く。）
- (3) 株 主 数 34,662名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 あ さ し お	1,928,097株	16.23 %
森 下 篤 史	1,856,500株	15.62 %
フ ク シ マ ガ リ レ イ 株 式 会 社	960,000株	8.08 %
株 式 会 社 マ ル ゼ ン	510,000株	4.29 %
長 谷 川 朋 子	444,100株	3.73 %
森 下 壮 人	442,800株	3.72 %
山 田 暁 子	424,000株	3.56 %
森 下 潔 子	422,000株	3.55 %
森 下 和 光	400,800株	3.37 %
テンボスバスターズ従業員持株会	73,800株	0.62 %

- (注) 1. 当社は自己株式2,435,949株を所有しておりますが、議決権がないため上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を用いて算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

2014年6月30日開催の取締役会決議による第4回新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ②新株予約権の行使価額 1個につき1,045円
- ③新株予約権の行使条件 当社または当社関係会社の取締役もしくは、従業員の状態にあることを要するものとする。但し、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、相続人による権利行使は認めないものとする。
- ④新株予約権の行使期間 2017年7月18日から2024年7月17日まで
- ⑤当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外役員を除く）	1,300個	普通株式 1,300株	1人
社外取締役	0個	-	0人
監査役	0個	-	0人

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年4月30日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
森下篤史	代表取締役社長	株式会社テンポスバスターズ代表取締役 株式会社テンポスドットコム代表取締役 株式会社テンポス情報館代表取締役 株式会社プロフィット・ラボラトリー代表取締役 株式会社ディースパーク代表取締役 株式会社デリバリーソリューション代表取締役 株式会社テンポスフードプレイス代表取締役 株式会社アルパ産業代表取締役 株式会社ドリームダイニング代表取締役 株式会社天タコシステム取締役
森下和光	取締役	グループ管理部長 株式会社テンポスバスターズ取締役 株式会社テンポスフィナンシャルトラスト代表取締役 キッチンテクノ株式会社代表取締役 株式会社スタジオテンポス代表取締役 株式会社テンポス情報館取締役
伊藤航太	取締役	人事部長兼人材事業部長 株式会社テンポジンパーソナルエージェント取締役 株式会社ディースパーク取締役社長
品川絵美	取締役	株式会社テンポスドットコム取締役社長 株式会社テンポスフードプレイス取締役社長
福島裕	取締役	フクシマガリレイ株式会社代表取締役社長 北京二商福島機電有限公司董事長 フクシマトレーディング株式会社代表取締役
樋口宣行	常勤監査役	
前坂典弘	常勤監査役	
近藤勝重	監査役	日本CFO協会副理事長 株式会社三和デンタル社外監査役 ニューメディアリスク協会理事・事務局長

- (注) 1. 取締役福島裕氏は社外取締役であります。
 2. 監査役樋口宣行及び前坂典弘の両氏は社外監査役であります。
 3. 監査役樋口宣行氏は経営者として専門的な知識・経験等を有するものであります。
 4. 当社は、監査役樋口宣行及び前坂典弘の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 5. 監査役清水孝氏は、2020年7月27日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役の全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	27 (1)	27 (1)	-	-	3 (1)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	4 (2)	-	-	4 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2000年7月28日開催の第8回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとする）と決議されております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2000年7月28日開催の第8回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
3. 期末現在の人員は取締役5名及び監査役3名であります。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお社外取締役を除く取締役4名のうち2名は使用人兼務取締役であり、取締役分報酬は無報酬であります。
5. 上記には任期満了した監査役1名を含んでおります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別報酬等の内容にかかわる決定方針（以下、決定方針）を取締役会議にて定めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別報酬等について、報酬等の内容と決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針は以下の通りです。

- ①基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の決定に関する方針（報酬等の与える時期または条件の決定に関する方針を含む）
- 当社の取締役の報酬は、月額固定報酬とし、当社取締役求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責、役位、在任年数等を考慮し、これまでの経歴、職歴や職務等を勘案しつつ決定するものとします。
- ②業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針
- 業績連動報酬ならびに非金銭報酬等については採用しておりません。
- ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
- 個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、株主総会で決議された取締役の年間報酬総額の範囲内で、上記各方針に従って具体的な額を決定するよう代表取締役社森下篤史に対して委任するものとします。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の成果の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、支給総額の内容について十分な協議を行うものとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の状況

取締役 福島 裕

- i 他の法人等の業務執行者の兼職状況
フクシマガリレイ株式会社代表取締役社長
北京二商福島機電有限公司董事長
フクシマトレーディング株式会社代表取締役
- ii 他の法人等の社外役員等との兼職状況
該当事項はありません。
- iii 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動状況
取締役会への出席状況 13回中13回

議案審議等につき企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を活かして、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問・助言・提案を行いました。

- v 利害関係について
福島裕氏が代表を務めるフクシマガリレイ株式会社、北京二商福島機電有限公司、フクシマトレーディング株式会社とは特別な利害関係はありません。

② 社外監査役の状況

監査役 樋口 宣行

- i 他の法人等の業務執行者の兼職状況
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等との兼職状況
該当事項はありません。
- iii 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動状況
取締役会への出席状況 13回中13回
監査役会への出席状況 13回中13回

経営者として培った知識・見地から疑問点を明らかにするために客観的・独立的な立場から必要に応じて適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

監査役 前坂 典弘

- i 他の法人等の業務執行者の兼職状況
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等との兼職状況
該当事項はありません。
- iii 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動状況
取締役会への出席状況 13回中13回
監査役会への出席状況 9回中9回

金融機関で培った財務及び会計に関する知識を活かし、疑問点を明らかにするために客観的・独立的な立場から必要に応じて適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任大有監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社に係る会計監査人としての報酬 25百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 51百万円

※ 上記金額は、金融商品取引法監査の監査報酬等が含まれております。

(注) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前事業年度の監査実績を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画等を検討した結果、その報酬見積額は相当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

法令遵守体制作りとして当社の行なう最も大切なことは、ベンチャー企業であるとの精神を忘れず、先ず第一に企業のトップである代表取締役社長が常にその姿勢を正し、事ある毎に他社の不正事例を参考にわが社の取るべき態度を明らかにしていくことだと考えております。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程、取締役会規程、各種会議体運営基準、決裁基準等に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程、基準の見直し等を行っております。取締役および監査役は文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 社内不正防止体制

管理部及び選任されたメンバーが年に1度全店舗および事業所を巡回し「管理チェック」と名づけたチェックを実施し、不正防止に努めております。

② リスク管理規程により、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化するとともに内部監査部門が各部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告いたしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 毎月行われる取締役会において各取締役は責任部署における1ヶ月間の行動と数値を含め報告し、出席者の承認を得ております。

② 取締役および経営幹部により月1回程度決議の伴わない戦略会議にて会社の方向性等について意思統一を図り迅速な行動の取れる体制をとっております。

(5) 当該株式会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会に子会社の業務報告が提出され、予算達成率を含む売上、粗利、経費、利益および累計数値等の業績の報告をすると同時に報告項目に基づく前月の活動状況等経営管理情報の報告を行っております。

(6) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、企業倫理規範及び企業行動基準を定めこの規範等に基づき、必要に応じて各担当部署にて規則・ガイドラインの策定、研修の実施をしております。

(7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

現在監査役の職務の補助をすべき使用人はおりませんが、今後必要に応じ、業務補助をするスタッフを設け監査役の指示に基づき活動する体制を作ります。

(8) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令は受付けておりません。

(9) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は取締役会に出席し各取締役からの報告を受け必要に応じ直接質問を行っております。また監査役自ら各事業部門、店舗、子会社を訪問し、役員、部門長、店長、店員等から状況報告を受け、状況により各担当取締役と面談を行ない報告を受けております。

(10) **その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

① 監査役は代表取締役社長、管理部長、会計監査人を交えた意見交換会を必要に応じ開催いたします。

② 監査役は会計監査人より監査計画を事前に受領し定期的に監査実施報告を受けております。

7. **業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当社では毎月1回、営業方針、予算達成度、新店出店、クレーム処理など、その時々的重要政策を含め、定例の取締役会を開催して意思決定を行っております。開催に際しては、取締役5名（社外取締役1名含む）、監査役3名の参加を義務付け、幅広い意見交換を行い、意思統一を図っております。また、緊急を要する重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催しております。

その中で内部統制及び法令遵守に関する取組として、取締役会での報告事例を細分化し実行度の管理及び確認を行っております。

8. **株式会社の支配に関する基本方針**

現時点では基本方針の策定はしておりません。

9. **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つと位置づけており、安定配当を継続的に実施することを基本方針としつつ、業績の推移及び事業展開を総合的に勘案し実施してまいります。内部留保された資金につきましては、設備投資や優秀な人材の確保など、経営基盤の強化及び今後の事業展開に備え、有効に活用する方針です。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2021年4月30日現在)	前期(ご参考) (2020年4月30日現在)	科 目	当期 (2021年4月30日現在)	前期(ご参考) (2020年4月30日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	8,701	7,045	支払手形及び買掛金	1,839	1,697
受取手形及び売掛金	1,407	1,282	短期借入金	400	-
有価証券	100	-	1年以内返済予定の長期借入金	71	-
たな卸資産	3,057	3,281	未払法人税等	603	317
その他	633	308	株主優待引当金	176	165
貸倒引当金	△34	△36	賞与引当金	227	225
流動資産合計	13,865	11,881	製品保証引当金	28	15
			資産除去債務	64	-
固定資産			その他	1,730	1,278
有形固定資産			流動負債合計	5,142	3,699
建物及び構築物(純額)	713	1,147	固定負債		
機械装置及び運搬具(純額)	89	115	長期借入金	357	-
土地	87	87	退職給付に係る負債	5	10
その他(純額)	114	243	資産除去債務	69	132
有形固定資産合計	1,005	1,595	その他	158	268
無形固定資産			固定負債合計	591	411
のれん	-	582	負債合計	5,733	4,111
その他	117	33			
無形固定資産合計	117	615	(純資産の部)		
投資その他の資産			株主資本		
投資有価証券	24	135	資本金	509	509
関係会社株式	782	681	資本剰余金	785	812
長期貸付金	518	566	利益剰余金	9,616	9,542
敷金及び保証金	925	1,116	自己株式	△1,027	△816
繰延税金資産	126	143	株主資本合計	9,883	10,048
その他	64	76	その他の包括利益累計額		
貸倒引当金	△528	△528	その他有価証券評価差額金	0	△2
投資その他の資産合計	1,913	2,190	その他の包括利益累計額合計	0	△2
固定資産合計	3,036	4,402	新株予約権	192	184
資産合計	16,902	16,284	非支配株主持分	1,092	1,942
			純資産合計	11,168	12,173
			負債・純資産合計	16,902	16,284

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期 (2020年5月1日から 2021年4月30日まで)	前期(ご参考) (2019年5月1日から 2020年4月30日まで)
売上高	27,014	29,195
売上原価	16,375	17,101
売上総利益	10,639	12,094
販売費及び一般管理費	9,657	10,371
営業利益	982	1,722
営業外収益	493	192
受取利息	4	7
受取配当金	1	0
持分法による投資利益	96	139
補助金収入	330	-
その他の	61	44
営業外費用	27	11
支払利息	4	-
貸倒引当金繰入額	10	0
その他の	12	10
経常利益	1,448	1,903
特別利益	77	35
関係会社株式売却益	5	-
投資有価証券売却益	-	5
固定資産売却益	0	0
受取和解金	12	-
補助金収入	17	-
資産除去債務戻入益	24	-
貸倒引当金戻入額	-	28
その他の	16	1
特別損失	1,256	178
固定資産除却損	4	-
固定資産売却損	16	-
減損	1,060	153
関係会社株式評価損	-	19
臨時休業等による損失	57	-
店舗閉鎖損失	117	3
その他の	0	2
税金等調整前当期純利益	268	1,760
法人税、住民税及び事業税	835	729
法人税等調整額	15	35
当期純利益又は当期純損失(△)	△581	995
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△780	34
親会社株主に帰属する当期純利益	199	960

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年5月 1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の 包括利益 累計額合 計			
当連結会計年 度期首残高	509	812	9,542	△816	10,048	△2	△2	184	1,942	12,173
当期変動額										
剰余金の配当			△120		△120					△120
親会社株主に帰属する当期純利益			199		199					199
自己株式の取得				△213	△213					△213
自己株式の処分		7		2	10					10
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△35			△35					△35
合併による増減			△5		△5					△5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						2	2	7	△850	△839
当連結会計年度変動額合計	-	△27	73	△211	△165	2	2	7	△850	△1,005
当連結会計年度期末残高	509	785	9,616	△1,027	9,883	0	0	192	1,092	11,168

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(連結の範囲等に関する事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

株式会社テンポスバスターズ

株式会社テンポスフィナンシャルトラスト

株式会社テンポス情報館

株式会社あさくま

株式会社あさくまサクセッション

株式会社竹若

株式会社スタジオテンポス

株式会社テンポスドットコム

株式会社プロフィット・ラボラトリー

キッチンテクノ株式会社

株式会社ディースパーク

株式会社ドリームダイニング

株式会社テンポスフードプレイス

ウエスト厨機株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

株式会社テンポジンパーソナルエージェント 他2社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社オフィスバスターズ

エスパー株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称等

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の数 4社

主要な非連結子会社又は関係会社の名称

株式会社テンポジンパーソナルエージェント 他3社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社あさくま、株式会社プロフィット・ラボラトリー、株式会社あさくまサクセッション、キッチンテクノ株式会社、株式会社ディースパーク、株式会社ドリームダイニング、ウエスト厨機株式会社、株式会社竹若の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては直近決算に基づく計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(会計方針等)

会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

② 製品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

③ 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

④ 貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

機械装置及び運搬具 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品引渡後の保証期間内の補修費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき当連結会計年度の売上高に対応する発生見込額を計上しております。

④ 株主優待引当金

当社は、株主優待制度に基づき、将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、当連結会計年度末に発生すると見込まれる費用を合理的に算出し、計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上しており、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	543百万円
無形固定資産(連結のれんを除く)	7百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す店舗及び営業所を最小単位として資産のグルーピングを行っております。

収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価格を比較し、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、翌連結会計年度の連結計算の書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	126百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得によって、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りを前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

3. 資産除去債務

(1) 当連結会計年度に連結計算書類に計上した金額

資産除去債務	133百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、店舗建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等について、店舗別に直近の退店時の原状回復費用実績に基づき店舗1坪当たり費用を見積り、それらを既存店舗の建築坪数へ乗じて資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の履行時期を予測することや将来の最終的な除去費用を見積りすることは困難であり、これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当連結会計年度において、新たな情報の入手に伴い、連結子会社につきまして店舗の退去時に必要とされる原状回復費用についての見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴い120百万円を資産除去債務に加算しております。

なお、この見積りの変更に伴って計上した有形固定資産のすべてについて減損損失を計上したため、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が120百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 3,142百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数及び自己株式の株式数に関する事項

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式	普通株式	14,314,800株	-株	-株	14,314,800株
自己株式	普通株式	2,331,711株	110,238株	6,000株	2,435,949株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は以下の通りであります。

自己株式の取得による増加 110,238株

減少数の内訳は以下の通りであります。

新株予約権の権利行使による減少 6,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2020年6月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 120百万円

・1株当たり配当額 10円

・基準日 2020年4月30日

・効力発生日 2020年7月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

・配当金の総額 95百万円

・1株当たり配当額 8円

・基準日 2021年4月30日

・効力発生日 2021年7月29日

・配当の原資 利益剰余金

3. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

当社 普通株式 191,700株

株式会社あさくま 普通株式 14,320株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借り入れにより資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主に株式、社債及び投資信託であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,701	8,701	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,407	1,407	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	100	100	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	22	22	-
(5) 長期貸付金（※1）	521		
貸倒引当金（※2）	518		
	2	2	-
(6) 支払手形及び買掛金	1,839	1,839	-
(7) 短期借入金	400	400	-
(8) 未払法人税等	603	603	-
(9) 長期借入金（※1）	429	429	0

※1 1年以内の期限到来分を含めて記載しております。

※2 貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法等

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期貸付金

当社では長期貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率等で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	782
敷金及び保証金	925

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,701	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,282	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	100	-	-	-

(注4)短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	400	-	-	-	-	-
長期借入金	71	83	87	89	33	63

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

832円08銭

1株当たり当期純利益

16円74銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2021年4月30日現在)	前期(ご参考) (2020年4月30日現在)	科 目	当期 (2021年4月30日現在)	前期(ご参考) (2020年4月30日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	279	525	買掛金	0	1
売掛金	18	15	未払金	60	22
関係会社短期貸付金	82	60	賞与引当金	9	9
その他	89	159	株主優待引当金	266	267
貸倒引当金	△66	△29	その他の	27	22
流動資産合計	403	731	流動負債合計	365	324
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期預り保証金	16	16
有形固定資産合計	0	0	固定負債合計	16	16
無形固定資産			負債合計	382	340
無形固定資産合計	4	6			
投資その他の資産			(純資産の部)		
投資有価証券	2	2	株主資本		
関係会社株式	4,876	4,821	資本金	509	509
長期貸付金	446	450	資本剰余金	711	703
関係会社長期貸付金	84	323	資本準備金	472	472
敷金及び保証金	10	10	その他資本剰余金	239	231
繰延税金資産	4	5	利益剰余金	4,517	4,876
貸倒引当金	△530	△537	利益準備金	2	2
投資その他の資産合計	4,893	5,076	その他利益剰余金	4,515	4,873
固定資産合計	4,898	5,083	別途積立金	1,000	1,000
			繰越利益剰余金	3,515	3,873
			自己株式	△1,010	△799
			株主資本合計	4,727	5,290
			評価・換算差額等		
			その他有価証券評価差額金	△0	△0
			評価・換算差額等合計	△0	△0
			新株予約権	192	184
			純資産合計	4,919	5,474
資産合計	5,302	5,815	負債・純資産合計	5,302	5,815

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当期 (2020年5月1日から 2021年4月30日まで)	前期(ご参考) (2019年5月1日から 2020年4月30日まで)
売 上 高	513	905
売 上 原 価	-	-
売 上 総 利 益	513	905
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	522	545
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	△9	363
営 業 外 収 益	8	3
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	31	-
そ の 他	0	0
営 業 外 費 用	31	0
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△32	363
特 別 利 益	5	32
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	-	32
新 株 予 約 権 戻 入 益	5	-
特 別 損 失	169	137
固 定 資 産 除 却 損	0	-
関 係 会 社 株 式 評 価 損	169	137
税 引 前 当 期 純 利 益 又 は 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△196	258
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	41	34
法 人 税 等 調 整 額	1	13
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△238	209

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年5月 1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	509	472	231	703	2	1,000	3,873	4,876
当期変動額								
剰余金の配当							△120	△120
当期純損失							△238	△238
自己株式の取得								
自己株式の処分			7	7				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	7	7	-	-	△358	△358
当期末残高	509	472	239	711	2	1,000	3,515	4,517

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△799	5,290	△0	△0	184	5,474
当期変動額						
剰余金の配当		△120				△120
当期純損失		△238				△238
自己株式の取得	△213	△213				△213
自己株式の処分	2	10				10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△0	△0	7	7
当期変動額合計	△211	△562	△0	△0	7	△554
当期末残高	△1,010	4,727	△0	△0	192	4,919

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券
時価のあるもの
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	3年～10年	
そ	の	他	2年～6年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。
 - (3) 株主優待引当金
当社は、株主優待制度に基づき、将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、当期末に発生すると見込まれる費用を合理的に算出し、計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度まで区分掲記しておりました「前払費用」につきましては、金額が僅少となったため、当事業年度におきましては流動資産の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「前払費用」は1百万円であります。

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めておりました「関係会社短期貸付金」につきましては、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「関係会社短期貸付金」は60百万円であります。

前事業年度まで区分掲記しておりました「建物(純額)」「工具、器具及び備品(純額)」につきましては、金額が僅少となったため、当事業年度におきましては「有形固定資産合計」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「建物(純額)」は0百万円、「工具、器具及び備品(純額)」は0百万円であります。

前事業年度まで区分掲記しておりました「ソフトウェア」「電話加入権」につきましては、金額が僅少となったため、当事業年度におきましては「無形固定資産合計」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「ソフトウェア」は1百万円、「電話加入権」は2百万円であります。

前事業年度まで区分掲記しておりました「未払費用」「未払消費税等」「前受金」につきましては、金額が僅少となったため、当事業年度におきましては流動負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「未払費用」は8百万円、「未払消費税等」は-百万円、「前受金」は1百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	4,876百万円
関係会社短期貸付金	82百万円
関係会社短期貸付金（一年以内の期限到来分含む）	121百万円
貸倒引当金	150百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額とし、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、各関係会社の事業計画の達成状況及び今後の事業計画に基づき、回収可能性があるかと判断される場合を除いて減損しております。また、関係会社の財政状態の悪化の程度に応じて、債権の貸倒れによる損失に備えるために貸倒引当金を計上しております。

関係会社の財政状態や事業計画等を勘案して見積りを行っておりますが、これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	21百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。	
短期金銭債権	83百万円
短期金銭債務	13百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	482百万円
販売費及び一般管理費	0百万円
営業取引高以外の取引高	0百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,412,149株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	183百万円
株主優待引当金	81百万円
自己株式	1百万円
新株予約権	58百万円
賞与引当金	2百万円
事業税	1百万円
関係会社株式	120百万円
繰延税金資産小計	449百万円
評価性引当額	444百万円
繰延税金資産合計	4百万円

(繰延税金負債)

その他	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産の純合計	4百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 注1.4	科目	期末残高
子会社	株式会社 テンボス バスターズ	直接 100.0%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の 受取	265	-	-
子会社	株式会社 ディー スパーク	直接 100.0%	役員の兼任 経営指導 資金の援助	貸付の返済	59	関係会社 一年以内返済 注2	36
				増資の引受 注5	200	-	-
子会社	株式会社 ドリーム ダイニング	間接 100.0%	役員の兼任 経営指導 資金の援助	資金の貸付 注2 (回収との純額)	14	関係会社 短期貸付金 注2	45
						関係会社 長期貸付金 注2.3	84

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注1. 価格の取引条件は、市場の実勢価格を参考にして決定しております。
- 注2. 貸付金については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
- 注3. 株式会社ドリームダイニングに対する関係会社長期貸付金の期末残高に対して113百万円の貸倒引当金を計上しております。
- 注4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- 注5. デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資によるものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	397円20銭
1株当たり当期純利益	△20円 3銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

株式会社 テンポスホールディングス
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 坂野 英雄 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テンポスホールディングスの2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テンポスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

株式会社 テンポスホールディングス
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 坂野 英雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テンポスホールディングスの2020年5月1日から2021年4月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月29日

株式会社テンポスホールディングス
監査役会

常勤監査役	樋口 宣行	㊞
常勤監査役	前坂 典弘	㊞
監査役	近藤 勝重	㊞

(注) 監査役樋口宣行及び監査役前坂典弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	モリ シタ アツ シ 森 下 篤 史 (1947年2月13日)	1971年 4月 東京電気株式会社（現東芝テック株式会社）入社 1983年 6月 共同精工株式会社（現 株式会社A）設立代表取締役 1992年 5月 当社設立取締役 1997年 4月 当社代表取締役 2006年 8月 株式会社三和デンタル取締役 2006年12月 株式会社あさくま取締役 2008年 4月 株式会社テンポス情報館取締役 2009年 4月 株式会社お助け隊代表取締役 2009年 6月 株式会社あさくま代表取締役 2010年 5月 株式会社テンポス店舗（現テンポスフィナンシャルトラスト）代表取締役 2013年 8月 株式会社あさくまサクセッション代表取締役 2013年 8月 株式会社天タコシステム取締役（現任） 2013年10月 株式会社西岬魚類代表取締役 2015年 1月 株式会社きよっぱち総本店代表取締役 2016年 7月 当社取締役 2016年 7月 株式会社テンポスドットコム代表取締役（現任） 2016年 7月 株式会社プロフィット・ラボラトリー取締役 2017年 6月 株式会社テンポスバスターズ分割準備会社（現株式会社テンポスバスターズ）取締役 2017年11月 当社代表取締役社長（現任） 2018年 3月 株式会社ディースパーク代表取締役（現任） 2018年 3月 株式会社ドリームダイニング代表取締役 2018年 3月 株式会社デリバリーソリューション代表取締役（現任） 2018年 3月 株式会社アルパ産業代表取締役（現任） 2018年 4月 株式会社テンポスバスターズ代表取締役（現任） 2018年 8月 株式会社テンポス情報館取締役 2018年 8月 株式会社ボスレジ比較館取締役 2018年 8月 株式会社ドリームダイニング取締役 2018年 9月 株式会社テンポス情報館代表取締役 2018年 9月 株式会社テンポスフードプレイス代表取締役（現任） 2019年 1月 株式会社プロフィット・ラボラトリー代表取締役（現任） 2020年 2月 株式会社ドリームダイニング代表取締役（現任） 2020年 2月 株式会社竹若取締役	1,856,500 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	モリ シタ カズ ミツ 森 下 和 光 (1949年3月3日)	<p>1973年 4月 サンテレホン株式会社入社</p> <p>1987年 3月 共同精工株式会社(現 株式会社A)入社</p> <p>1998年 6月 当社入社</p> <p>2000年 7月 当社取締役商品部長</p> <p>2001年 7月 当社取締役管理部長</p> <p>2006年 7月 株式会社テンボスファイナンス代表取締役</p> <p>2008年 5月 当社代表取締役</p> <p>2008年 5月 株式会社テンボス情報館取締役</p> <p>2011年 4月 株式会社あさくま取締役</p> <p>2013年 7月 当社取締役グループ管理部長</p> <p>2013年 7月 株式会社プロフィット・ラボラトリー取締役</p> <p>2013年10月 株式会社あさくまサクセッション取締役</p> <p>2014年 5月 キッチンテクノ株式会社取締役</p> <p>2015年 1月 株式会社きよばち総本店取締役</p> <p>2015年 3月 株式会社スタジオテンボス代表取締役(現任)</p> <p>2015年10月 キッチンテクノ株式会社代表取締役</p> <p>2015年12月 当社取締役グループ管理部長(現任)</p> <p>2016年12月 株式会社テンボスフィナンシャルトラスト代表取締役(現任)</p> <p>2018年 4月 キッチンテクノ株式会社代表取締役(現任)</p> <p>2018年 4月 株式会社テンボスバスターズ取締役(現任)</p> <p>2018年 7月 株式会社テンボス情報館取締役(現任)</p>	400,800株
3	イ トウ コウ タ 伊 藤 航 太 (1981年7月23日)	<p>2007年 4月 当社入社</p> <p>2009年 2月 当社柏店</p> <p>2010年 1月 当社幕張店 店長</p> <p>2011年10月 当社人事総務部</p> <p>2013年 5月 当社人事総務部長</p> <p>2014年 3月 株式会社スタジオテンボス代表取締役</p> <p>2014年 3月 株式会社テンボス店舗企画代表取締役</p> <p>2014年 3月 株式会社テンボスドットコム代表取締役</p> <p>2014年 3月 株式会社テンボスバスターズ人事部長兼人材事業部長</p> <p>2016年 4月 株式会社テンボジンパーソナルエージェント取締役(現任)</p> <p>2018年 5月 当社人事部長兼人材事業部長(現任)</p> <p>2019年 3月 株式会社ディースパーク東日本営業部長</p> <p>2019年 6月 株式会社ディースパーク取締役社長(現任)</p> <p>2019年 7月 当社取締役(現任)</p>	600株
4	シナ ガワ エ ミ 品 川 絵 美 (1979年8月24日)	<p>2003年 5月 株式会社ギャラリーしゅう入社</p> <p>2004年 5月 株式会社テレックス関西入社</p> <p>2006年12月 有限会社クロスナイン入社</p> <p>2013年10月 株式会社テンボスドットコム入社</p> <p>2014年 4月 株式会社テンボスドットコム統括マネージャー</p> <p>2018年11月 株式会社テンボスフードプレイス取締役社長(現任)</p> <p>2019年 5月 株式会社テンボスドットコム取締役社長(現任)</p> <p>2019年 7月 当社取締役(現任)</p>	300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	フクシマ ユタカ 福島 裕 (1950年8月6日)	1975年 4月 福島工業株式会社（現フクシマガリレイ株式会社）入社 1977年12月 同社営業開発部長 1981年 2月 同社常務取締役(営業担当) 1985年12月 同社専務取締役営業本部長 1992年 4月 同社代表取締役(現任) 1998年 5月 北京富連京製冷機電有限公司(現 北京二商福島機電有限公司) 董事長(現任) 2001年11月 フクシマトレーディング株式会社社代表取締役(現任) 2018年 7月 当社取締役(現任)	-株
社外取締役候補者の選任理由及び独立性、期待される役割の概要 福島裕氏は、長年にわたり福島工業株式会社（現フクシマガリレイ株式会社）の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な知識と幅広い見識をもとに当社の経営を監督して頂くとともに、その知識・経験等を当社の経営に活かして頂きたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者福島裕氏は社外取締役候補者であります。
3. 福島裕氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会最終の時をもって3年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者福島裕氏の選任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって、当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法定の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
ヒロタ ミナミ 廣田 南見 (1984年7月29日)	2007年 4月 当社入社 2009年 5月 当社鳩ヶ谷店店長 2011年 8月 当社大宮店B部門長 2013年 3月 当社人事総務部 2014年11月 当社人材事業部（現任）	-株

- (注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 役員及び従業員に対して新株予約権を付与する件

議案の要領

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（株式会社あさくま及びその子会社を除く、以下同じ）の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、2通りの新株予約権を付与する件につきましてご承認をお願いするものであります。

新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を高めること及び当社子会社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、当社及び当社子会社の入社3年以上で持株会加入の取締役及びパートを含む従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、当社及び当社子会社の取締役としての貢献度に応じた対価として相当であり、当社及び当社子会社の従業員に関しては、長期にわたって会社に貢献していることに対する対価として相当であると存じます。なお、当社及び当社子会社には退職金制度がないこと、当社の持株会には奨励金制度がないことを補充する意味を持たせております。

第7回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社テンボスホールディングス第7回新株予約権

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役14名（内当社取締役2名）、27,900株（27,900個）

当社及び当社子会社の従業員231名、146,250株（146,250個）

合計245名、174,150株（174,150個）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式174,150株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 行使価額の調整

①当日後、当社が当社普通株式につき、次の(a)又は(b)を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a) 株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(b) 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」平成13年法律第79号附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」平成13年法律第128号の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1 + \frac{\text{新規発行株数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ〔取引日目に始まる〔取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

②調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(a) 上記①(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することによ

り交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整前行使価額}}$$

(b)上記①(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

③上記(a)及び(b)に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(4) 発行する新株予約権の総数

当社普通株式174,150株とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、新株予約権の目的である株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合には、同様の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額(行使価額)

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1,000円とする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後7年を経過した日から当該決議の日後12年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会で定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、又はその他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した場合、又は従業員が退職した場合はこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。なお、各新株予約権1個未満の行使をできないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金

の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得の事由及び取得条件

①当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(a)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(b)当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

(c)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(d)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(e)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記の（8）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付す

る旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額の調整で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の権利行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本

準備金に関する事項新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得の事由及び取得条件に準じて決定する。

(13) 新株予約権の割当日

2021年9月1日

(14) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定する。

(15) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(16) 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

(17) その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社管理部に一任する。また、新株予約権の行使時に付与される株式は、原則として既に当社が保有している自社株式によるものとする。

第8回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社テンポスホールディングス第8回新株予約権

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の従業員23名、10,475株（10,475個）

合計23名、10,475株（10,475個）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式10,475株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 行使価額の調整

① 当日後、当社が当社普通株式につき、次の(a)又は(b)を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a) 株式分割又は株式併合を行う場合。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

(b)時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」平成13年法律第79号附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」平成13年法律第128号の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left(1 + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)$$

株式分割・株式併合の比率

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ〔取引日目に始まる〔取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

②調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(a) 上記①(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整前行使価額}}$$

(b) 上記①(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の

払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

③上記(a)及び(b)に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(4) 発行する新株予約権の総数

当社普通株式10,475株とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、新株予約権の目的である株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合には、同様の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1,000円とする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後5年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会で定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、又はその他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した場合、又は従業員が退職した場合はこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。なお、各新株予約権1個未満の行使をできないものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得の事由及び取得条件

①当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (b) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- (c) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (e) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記の（8）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額の調整で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得条項
新株予約権の取得の事由及び取得条件に準じて決定する。

(13) 新株予約権の割当日

2021年9月1日

(14) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定する。

(15) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(16) 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

(17) その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社管理部に一任する。また、新株予約権の行使時に付与される株式は、原則として既に当社が保有している自社株式によるものとする。

以上

【議決権行使書面保護シールの廃止について】

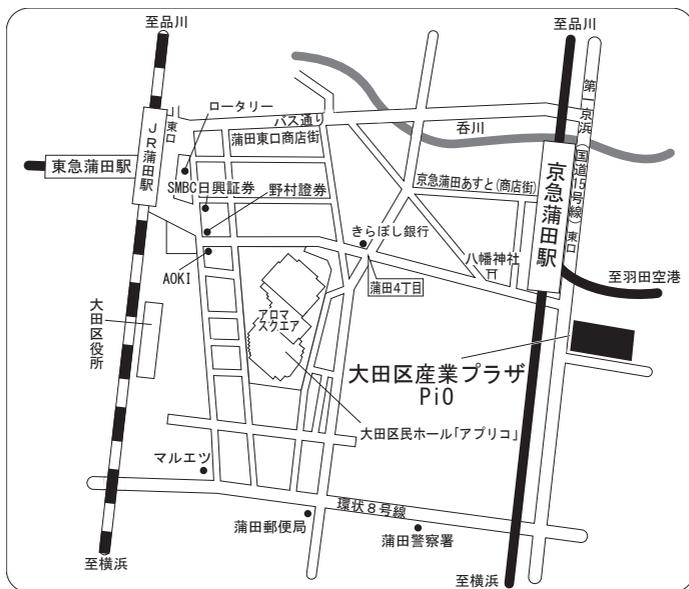
当社は、株主様から郵便局を通じ議決権行使書が届く過程で株主様の個人情報が漏えいする危険は議決権行使書面保護シールの有無によって決まるものではないと考えております。昨今のエコバック並びにエコ包装といった過剰包装に対する社会的考え方の変化やCO2削減のため、他社に先んじて議決権行使書面保護シールを廃止させて頂いております。

第29回定時株主総会会場ご案内図

場 所 東京都大田区南蒲田一丁目20番20号
大田区産業プラザPi0

2階小展示ホール

開催日時 2021年7月28日（水曜日）午前10時



〈交通手段〉 京浜急行本線京急蒲田駅東口から徒歩2分・JR京浜東北線蒲田駅東口から徒歩約12分
(なお、駐車場の準備がございませんので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。)

【IRメール配信登録】

テンポスグループでは、株主や投資家の皆さま向けに、月次売上の速報やドクターテンポスの進捗、決算情報などを電子メールにてお知らせいたします。ぜひご利用ください。

▼登録はこちら



テンポスホールディングス IRメール配信登録 で検索
<https://www.tenpos.co.jp/ir/investor/>